

## 山形県競争入札参加資格者非指名要領

### (目 的)

第1条 この要領は、県（企業局及び病院事業局を含む。以下、同じ。）が発注する建設工事関連業務委託の競争入札における過度な低価格での入札の防止と迅速な入札執行を図るため、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）を行い、かつ、要綱第4条による確認又は要綱第6条による審議の結果失格（以下「失格」という。）することを繰り返した有資格業者を非指名とすることについて、必要な事項を定める。

### (定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 競争入札参加資格者名簿

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）第121条によりその例によることとされる場合を含む。）及び山形県公営企業財務規程（昭和53年4月山形県企業管理規程第11号）第135条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿をいう。

#### (2) 有資格業者

競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量・コンサルタント用に限る。）に登載されている者をいう。

#### (3) 建設工事関連業務委託

業務委託のうち業務の種類が測量、地質調査（環境調査を含む。）、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタントであるものをいう。

#### (4) 非指名

一定の期間、競争入札参加者又は随意契約の相手方となるべき者の選定（条件付一般競争入札においては条件の設定をいう。）の対象から除外することをいう。

### (失格者リストの作成及び登載期間)

第3条 建設企画課長は、要綱第16条による報告を受け、前月末までに建設工事関連業務委託の入札において低入札により失格となった有資格業者がある場合は、当該入札の落札者決定通知日をもって、当該有資格業者を低入札による失格者リスト（別記様式第1号、以下「リスト」という。）に登載する。

2 前項のリストへの登載期間は、西暦における奇数年の4月1日からその翌々年の3月31日までとする。

### (有資格業者への警告)

第4条 建設企画課長は、リストに登載されていない有資格業者をリストに登載することとなった場合は、当該有資格業者に対し別記様式2により非指名についての警告を発する。ただし、同月内に複数回失格した有資格業者については、この限りではない。

### (非指名の事由及び期間)

第5条 毎月末時点でリストに登載されている有資格者が、次の各号の事由に該当した場合は、各号に定める時から、当該有資格業者の失格1回につき1ヵ月の非指名とする。この場合、非指名期間の

算定の基礎となる失格回数は、各号の事由に該当した場合、月末時点のリストに登載されている失格回数を通算する。

- (1) 失格回数が初めて2以上となったとき 当該月の翌々月から
- (2) 失格した回数が初めて2以上となった月以降に失格したとき 当該月の翌々月から

(非指名とする有資格業者に係る情報提供)

第6条 建設企画課長は、前条により非指名とする有資格業者とその期間を決定した場合は、毎月末までにその内容を各所属長あて通知するものとする。

2 建設企画課長は、前条により非指名とする有資格業者と期間を決定した場合は、当該有資格業者に対し、別記様式3により非指名期間を通知する。

(非指名の効果が及ぶ範囲)

第7条 第5条の非指名の効果は、県が発注する建設工事関連業務委託の競争入札及び随意契約について及ぶものとする。

2 建設工事関連業務委託の競争入札にあつては、指名通知の日において非指名期間中の有資格業者を入札参加者として選定してはならない。

3 建設工事関連業務委託の随意契約にあつては、見積依頼の日において非指名期間中の有資格業者を契約の相手方となるべき者として選定してはならない。

(再受託の取り扱い)

第8条 非指名期間中の有資格業者が、当該期間中に県発注に係る業務委託（建設工事関連業務委託を含む。）の一部を再受託することについては、これを妨げない。

(災害時等の特例)

第9条 災害等により早急な発注を要する場合又は高度な技術を要する場合その他やむを得ない事由があると認められるときは、非指名期間中の有資格業者であっても、指名業者選定審査会に諮って建設工事関連業務委託の競争入札の参加者として選定し、又は、随意契約の相手方とすることができるものとする。

(情報の取扱い)

第10条 第3条第1項に定めるリストの内容、第4条に定める警告、第6条第1項及び第2項に定める通知は、県機関及び当事者たる有資格業者以外の者には公表しない。

附 則

- 1 この要領は、平成22年5月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、平成22年5月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成25年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 2 平成24年10月1日から平成25年3月31日の間に失格し、非指名の対象となった有資格業者は、

平成 25 年 6 月 1 日から非指名とし、この非指名期間の取り扱いについては、なお、従前の例による。

- 3 平成 25 年 3 月末以前に指名通知された案件において、平成 25 年 4 月 1 日以降に失格となった有資格業者については、この要領の一部改正によるリストには登載しないこととする。



第 号  
平成 年 月 日

住 所  
業者名  
代表者 様

山形県県土整備部建設企画課長

非指名措置についての警告

貴社は下記の業務において、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第2条に定める調査基準価格を下回る価格で入札（以下「低入札」という。）し、調査等の結果失格しました。

今後、再度低入札により失格した場合は、その時期や回数に応じて、山形県競争入札参加資格者非指名要領による非指名措置を講じることとなりますので、留意してください。

記

- 1 委託業務名：○○○○
- 2 開 札 日：平成 年 月 日
- 3 落札者決定通知日：平成 年 月 日
- 4 発 注 課：

第 号  
平成 年 月 日

住 所  
業者名  
代表者 様

山形県県土整備部建設企画課長

非 指 名 措 置 通 知 書

貴社について、山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づき、下記のとおり非指名措置とします。

記

1 低入札により失格した案件

委託業務名	落札者決定通知日	発注課

・  
・  
・

2 非指名の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 非指名の内容

- (1) 県が発注する建設工事関連業務委託（業務の種類が測量、地質調査（環境調査を含む。）、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタントであるものに限る。）について、非指名期間中、競争入札参加の選定から除外する。
- (2) 非指名期間中は、建設工事関連業務委託に係る随意契約の相手方としない。
- (3) 非指名期間中に、県発注に係る業務委託（建設工事関連業務委託を含む。）の一部を再受託することは、これを妨げない。

※「県」とは、山形県企業局及び山形県病院事業局を含む山形県の全ての組織のことである。